

# 外国人技能実習生の実習実施者に対する 監督指導、送検等の状況

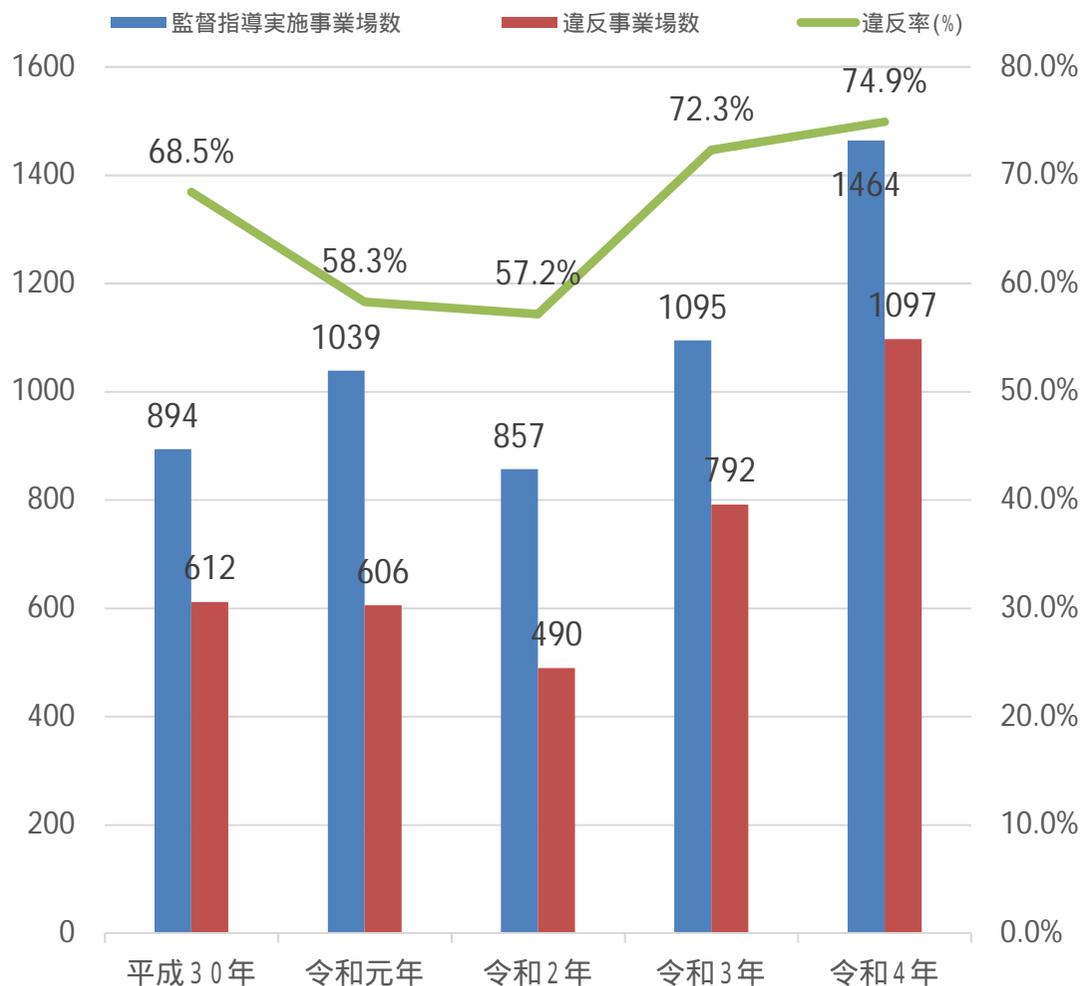
令和6年6月12日

大阪労働局労働基準部監督課

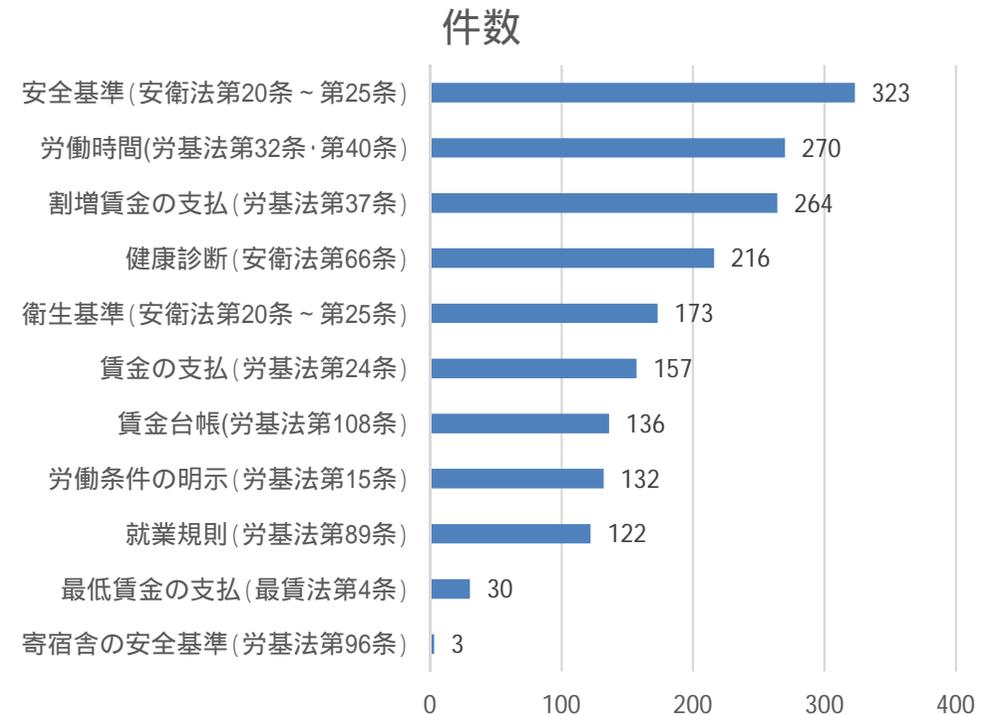
# 1 技能実習生に係る監督指導状況

(1) 関西地区の労働基準監督機関において、令和4年1年間で、実習実施者に対して1,464件の監督指導を実施し、その74.9%に当たる1,097件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 令和4年における主な違反事項は、使用する機械に対する講ずべき措置などの安全基準(323件29.4%)、労働時間(270件24.6%)、割増賃金の支払(264件24.1%)、就業規則(122件11.1%)、健康診断(173件15.8%)の順に多かった。



1 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 法令名の略記は次のとおり。  
 労基法：労働基準法  
 安衛法：労働安全衛生法  
 最賃法：最低賃金法

(3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例1

### 化学物質を使用する事業場に対する監督指導を実施

#### 概要

メタノール等を含有するシンナーを使用する製造工場において、作業環境測定を実施しないなど有害な作業環境下で作業を行わせていた。また、中2階の一部及び昇降階段に手すり等が設けられていなかった。

#### 指導内容

1 第2種有機溶剤であるメタノールを含有するシンナーを使用する工場においては、6か月以内ごとに作業環境測定を実施するよう指導した。

また、手すり等がなく墜落の危険性がある箇所については、墜落防止措置を講ずるまで立入禁止を明示した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第65条第1項  
有機溶剤中毒予防規則第28条第2項  
(作業環境測定)  
労働安全衛生法第21条第2項  
労働安全衛生規則第519条第1項  
(墜落等による危険の防止)

#### 指導の結果

作業環境測定を行ったところ、管理区分は1であり、直ちに作業環境改善を行う必要はなく、その後も定期的に作業環境測定を行うこととなった。墜落の危険性がある箇所に手すり等を設け、墜落防止措置を講じた。

## 事例2

### 外国人技能実習機構からの情報提供を端緒に監督指導を実施

#### 概要

橋梁部材を製造する工場で、鉄製の床材をプレス加工やアーク溶接をする技能実習生に特定化学物質等健康診断を実施しておらず、また労使協定を定めることなく賃金から食費を控除していた。

#### 指導内容

1 アーク溶接作業に従事する技能実習生に対し、特定化学物質等健康診断を実施するよう指導した。また、賃金から食費等を控除する場合には、あらかじめ賃金控除協定を締結するよう指導した。

#### 指導事項

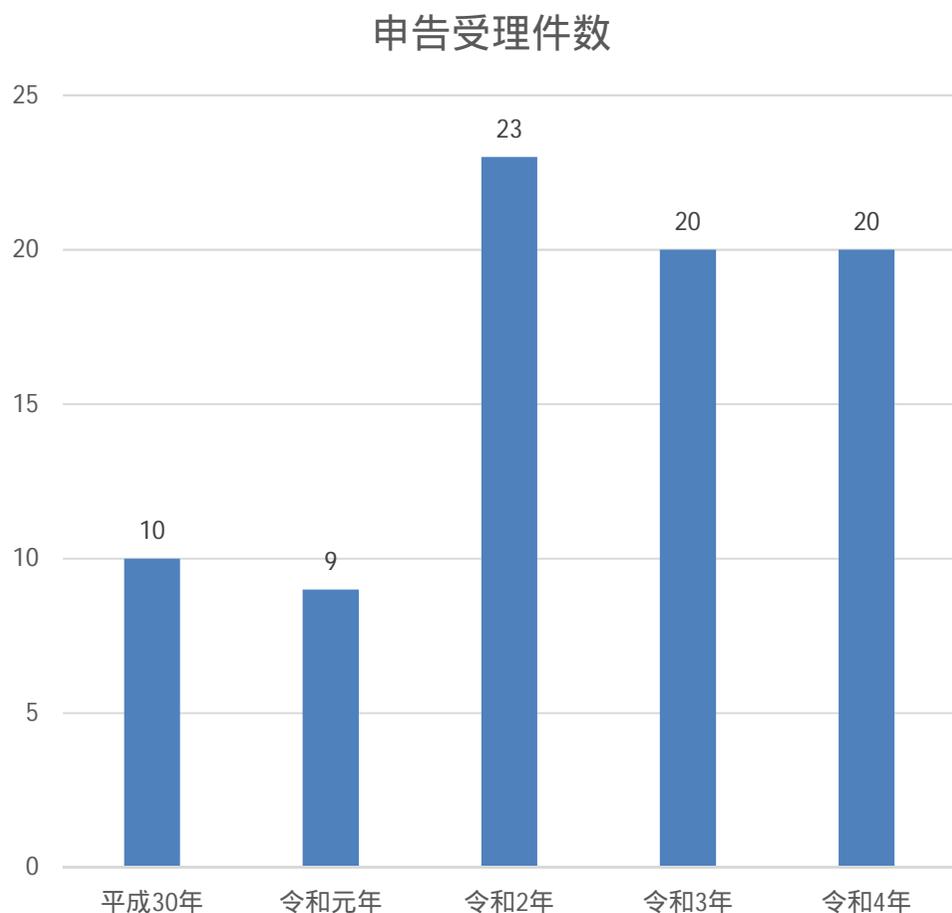
労働安全衛生法第66条第1項  
特定化学物質障害予防規則第39条第1項  
(特定化学物質等健康診断)  
労働基準法第24条第1項

#### 指導の結果

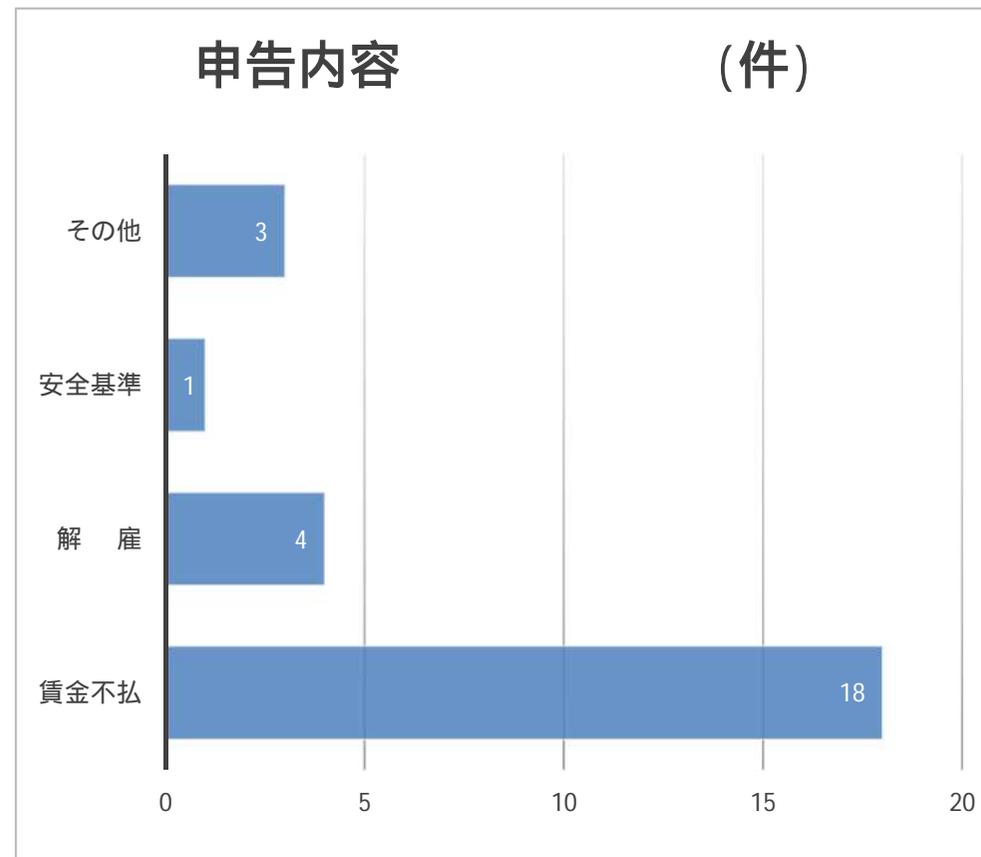
アーク溶接作業を行う労働者について特定化学物質等健康診断を受診させ健康障害防止措置を講じさせた。また、協定を締結し賃金から控除する場合でも、食費など事理明白なものに限られることを指導し、外国人労働者の適切な労務管理体制を構築するよう指導した。

## 2 技能実習生に係る申告状況

(1) 令和4年1年間に、技能実習生から関西地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は、前年同数の20件であった。



(2) 令和4年の申告内容は、賃金・割増賃金の不払が最も多く18件であった。



注 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

## 事例1

技能実習生の申告に基づき、監督指導を実施。

### 概要

技能実習生から「基本給が1、2年目は6万円、3年目は7万円しか支払われず、また、残業代単価も450円ないし500円しか支払われていないなど、法定額以上の賃金が支払われていない。」とする申告があった。

臨検監督を実施、未払賃金の一部に時効が到来しているものも認められたが、実習生の申告どおりの法違反が認められた。

### 指導内容

- 1 最低賃金額以上の賃金が支払われておらず、最低賃金法違反については是正勧告した。

### 指導事項

最低賃金法第4条違反（最低賃金）

### 指導内容

- 2 時間外・休日労働に対し法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で割増賃金を計算し、不足額を支払うよう是正勧告した。

### 指導事項

労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

### 指導の結果

技能実習生に対し、時効の到来により消滅した賃金を除き、最低賃金の不足額及び割増賃金が支払われ、権利救済が図られた。

## 事例2

技能実習生の申告に基づき、監督指導を実施。未払賃金立替払制度による救済。

### 概要

技能実習生から「会社が倒産し解雇されたが、解雇予告手当及び最終月の賃金が支払われない」などの相談があった。会社は、裁判所への破産申し立てを準備中とのことであったが、詳細がわからないとして申告がなされた。

後日、解雇予告手当は支払われ、破産申し立てがなされたものの、未払賃金は支払われないままであったが、破産管財人と連携し、未払賃金立替払制度による救済がなされることとなった。

### 指導内容

技能実習生を含む労働者2名を即日解雇したにもかかわらず解雇予告手当を支払っておらず、かつ、賃金を支払っていないことから是正勧告した。

### 指導事項

労働基準法第20条違反（即日解雇）  
労働基準法第24条違反（賃金の支払）

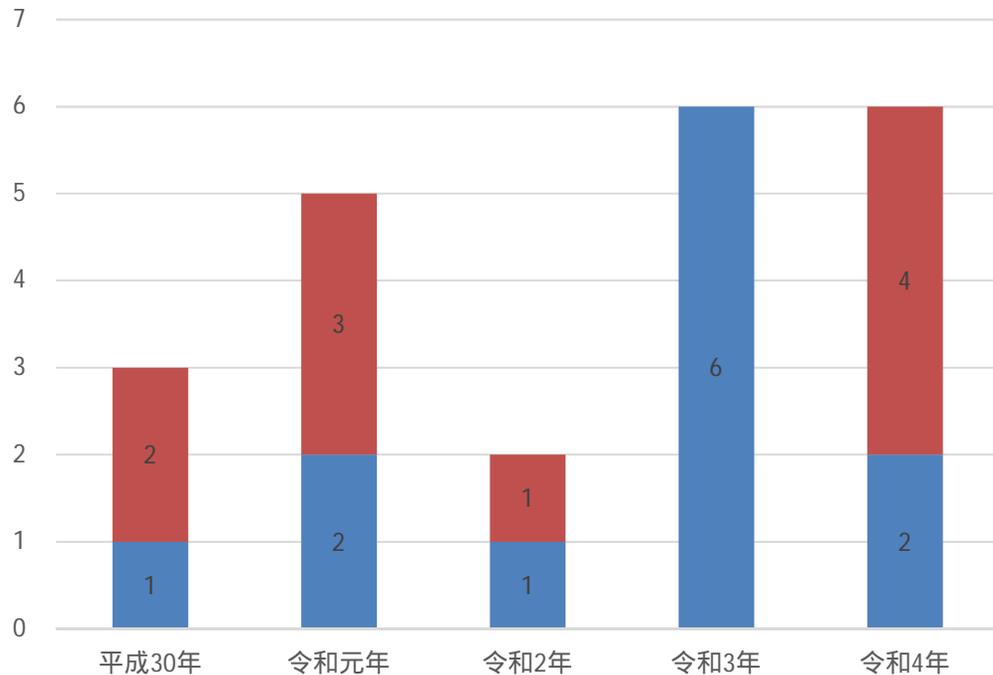
### 指導の結果

技能実習生を含む労働者2名に対し、事業主から解雇予告手当が支払われ、権利救済が図られた。その後、事業主が破産申し立てを行ったため、裁判所から選任された破産管財人により未払賃金立替払制度に係る証明がなされ、同制度による未払賃金立替払いがなされることとなった。

### 3 外国人労働者に係る送検状況

(1) 外国人労働者に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、令和4年1年間に、関西地区の労働基準監督機関が送検した件数は6件であった。

過去5年間の送検件数の推移



■労働基準法・最低賃金法違反 ■労働安全衛生法違反

(2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例1

技能実習生に月100時間を超える違法な時間外労働を繰り返し行わせた疑いで送検

#### 概要

機械部品の製造を営む工場において、技能実習生3名に対し、労使で締結した時間外・休日労働協定に定められた延長することができる時間を超えて繰り返し違法な時間外・休日労働を行わせ、もって、最大月106時間もの時間外・休日労働を行わせた疑いで、捜査に着手した。

#### 被疑事実

- 実習実施者（法人）及び代表者
  - 1 時間外・休日労働協定の上限を超えて、時間外労働を行わせたこと。

#### 違反条文

労働基準法第32条第1項（労働時間）

- 2 法に定める上限時間である1か月100時間を超えて、かつ、連続する複数の月の平均において80時間を超えて労働させて放たないのに、1か月最大106時間、2か月平均80時間52分の時間外労働を行わせたこと。

#### 違反条文

労働基準法第36条第6項違反（労働時間）

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生等の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構（以下「出入国管理機関等」という。）との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

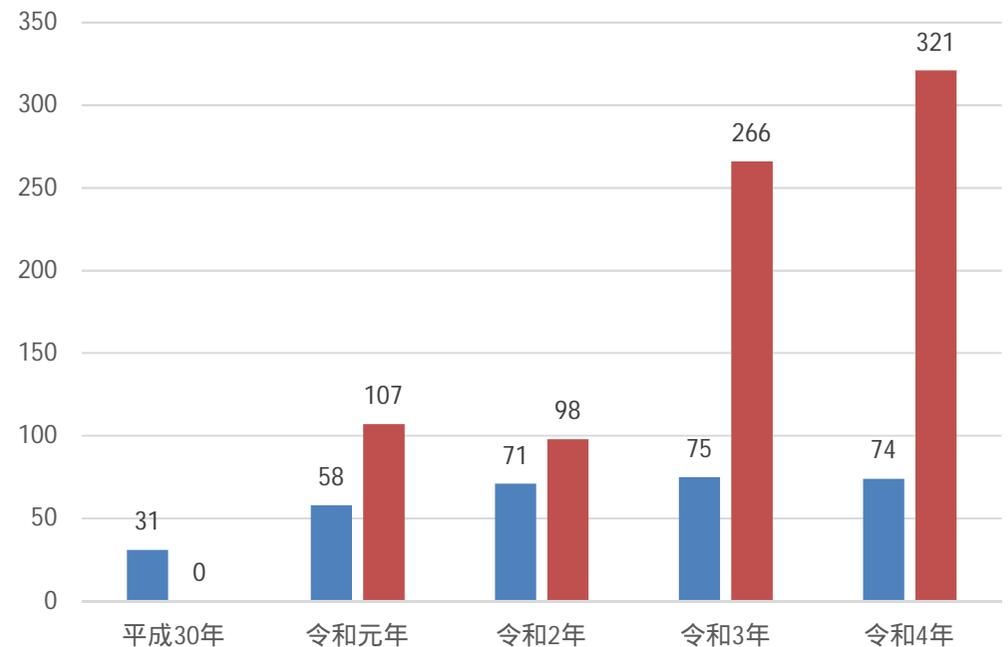
令和4年1年間に、関西地区の労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（1）した件数は74件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報した件数は321件（2）であった。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関において実習実施者を調査した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

また、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

過去5年間の通報件数の推移



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報  
■ 出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報